

放射能測定器点検整備（MS,CL） 仕様書

中城海上保安部

1 件 名

放射能測定器点検整備（MS,CL）

2 仕様内容

本仕様については、次の別紙の仕様内容に基づくものとする。

別紙 1 放射能測定器点検整備（MS）

別紙 2 放射能測定器点検整備（CL）

放射能測定器点検整備(MS)

別紙1

中城海上保安部

- 1 件 名 放射能測定器点検整備 (MS)
- 2 概 要 特殊警備救難艇かつれんに搭載している放射能測定器の点検・整備・調整を行い、正常に動作することを確認する。
- 3 履行 (引渡) 場所 中城海上保安部
- 4 履 行 期 限 令和8年3月19日 (木)
- 5 点検整備の種類
特殊警備救難艇かつれん放射能測定器点検要領に基づき、下記点検を実施すること。
(1) 普通点検
別表1の点検項目を実施し、測定動作及び測定結果データが正常であることを確認すること。
(2) 精密点検
別表2の点検項目を実施し、測定動作及び測定結果データが正常であることを確認後、航行試験 (実際に海上を航行し測定) を実施すること。
- 6 点検整備の回数及び時期
(1) 精密点検 (1回)
(2) 普通点検 (2回)
※実施時期については別添の点検整備工程表のとおりとするが、詳細な日程については監督職員と調整し決定すること。なお、当庁業務の都合により、実施時期が変更となる場合がある。
- 7 代金の支払
代金の支払いは、検査職員の検査合格後、精密点検及び普通点検整備完了毎の支払いとするので、請負業者は、上記6の点検整備が完了した際、その都度、請求書等必要書類を提出すること。

第一章 一般共通事項

1－1 仕様書の適用範囲

本仕様書は、かつれん測定器の点検整備に適用する。

1－2 疑義に対する協議

本仕様書に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。

1－3 発生材の処理

- ① 発生材のうち引渡を要するものは、監督職員に指示された場所に保管のうえ、所定の書類を添えて監督職員に引き渡す。
- ② その他の発生材については、監督職員と協議のうえ、関係法令に従い適切に処理する。

1－4 物品の管理

- ① 点検整備する物品は、作業完了まで損傷のないよう細心の注意を払うこと。故意又は過失により損傷をあたえた場合は、請負業者の負担で修復すること。
- ② 点検整備する物品について、30日を超えて当庁の管理する施設外に持ち出す場合には、物品管理法に基づく寄託措置をとる。
- ③ ②以外の場合には監督職員と協議のうえ預かり証を発行すること。

1－5 使用材料

使用する材料は、別添（特殊警備救難艇かつれん放射能測定機器点検要領）に記載されたもの、もしくは純正部品（メーカーの試験成績書等が添付されたもの）とする。

1－6 施工

施工は本仕様書に従い行うこと。

1－7 試験調整

試験調整を行わなければ、本仕様書に定められた条件に適合することが証明できない場合は、試験調整を行う。

1－8 施工の完了及び報告

施工の完了については、本仕様書に定められた条件に適合することを確認のうえ、書面により監督職員に報告する。

1－9 完了検査

請負者(代理人)は、検査職員が行う検査に立会い、検査結果が不合格である場合は、請負者の負担において適切な処置を講じなければならない。

第二章 仕様（精密点検及び普通点検）

第1節 点検整備機器、修理機器及び交換部品

2-1-1 点検整備する機器

放射能測定器（固定式測定器）1式

（海上保安庁仕様、東芝電力放射線テクノサービス株式会社製）

物品番号 29-01

2-1-2 交換部品

本点検整備で部品の交換が必要となった場合には、監督職員に報告のうえ、本仕様書内で施工に必要な物品と交換する。

なお、契約請負金額の範囲内で施工できない場合には、監督職員と協議すること。

第2節 点検整備

2-2-1 点検準備

履行期間内に確実に施工が完了するよう、監督職員と適宜打ち合わせのうえ、事前準備を行うこと。

2-2-2 各部単体性能及び総合性能点検整備

別表1及び別表2の項目について、別添に従い、点検を実施すること。

2-2-3 機器の校正

本体の各測定部については、随時校正を行い、正常測定が可能となる状態に整備すること。

2-2-4 予備品の動作確認

予備品のPC及びスペクトロメータが正常に作動するか確認すること。

また、点検に合わせ、本体スペクトロメータと予備品スペクトロメータの入れ替えを行うこと。

第3節 その他

2-3-1 点検整備結果の報告

点検整備結果は、報告書により監督職員に報告すること。

2-3-2 不具合箇所の報告及びその処置

点検整備の結果、不具合箇所が発見された場合には直ちに監督職員に報告し、正常作動させるための改善策等を監督職員と協議すること。

2-3-3 詳細については「第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書」による。

別表 1

番号	普通点検項目
1	単体性能点検整備 空間系（2 インチ NaI シンチレーション検出器）検出部
2	単体性能点検整備 海水系（3 インチ NaI シンチレーション検出器）検出部
3	単体性能点検整備 測定モジュール（MCA 及び SCA）
4	単体性能点検整備 測定モジュール（MCA 及び SCA）【予備】
5	単体性能点検整備 記録計
6	単体性能点検整備 警報表示ユニット
7	単体性能点検整備 GPS 接続装置
8	単体性能点検整備 パソコンセット
9	単体性能点検整備 パソコンセット【予備】
10	単体性能点検整備 警報出力部
11	機能点検整備 空間系組み合わせ状態での性能確認
12	機能点検整備 海水系組み合わせ状態での性能確認
13	機能点検整備 総合試験

番号	精密点検項目
1	単体性能点検整備 空間系（2 インチ NaI シンチレーション検出器）検出部
2	単体性能点検整備 空間系（2 インチ NaI シンチレーション検出器）検出部【予備】
3	単体性能点検整備 海水系（3 インチ NaI シンチレーション検出器）検出部
4	単体性能点検整備 海水系（3 インチ NaI シンチレーション検出器）検出部【予備】
5	単体性能点検整備 測定モジュール（MCA 及び SCA）
6	単体性能点検整備 測定モジュール（MCA 及び SCA）【予備】
7	単体性能点検整備 記録計
8	単体性能点検整備 警報表示ユニット
9	単体性能点検整備 GPS 接続装置
10	単体性能点検整備 パソコンセット
11	単体性能点検整備 パソコンセット【予備】
12	単体性能点検整備 警報出力部
13	機能点検整備 空間系組み合わせ状態での性能確認
14	機能点検整備 海水系組み合わせ状態での性能確認
15	機能点検整備 総合試験

放射能測定器点検整備(CL)

別紙2

中城海上保安部

- 1 件 名 放射能測定器点検整備 (CL)
- 2 概 要 巡視艇ゆうなに搭載している可搬型放射能測定器の点検・整備・調整を行い、正常に動作することを確認する。
- 3 履行 (引渡) 場所 中城海上保安部
- 4 履 行 期 限 令和8年3月19日 (木)
- 5 点検整備の種類
巡視艇ゆうな放射能測定器点検要領に基づき、下記点検を実施すること。
(1) 簡易点検
別表1の点検項目を実施し、測定動作及び測定結果データが正常であることを確認すること。
(2) 精密点検
別表2の点検項目を実施し、簡易点検の内容に加え、詳細な動作試験を実施し、測定動作及び測定結果データが正常であることを確認後、航行試験 (実際に海上を航行し測定) を実施すること。
- 6 点検整備の回数及び実施時期
(1) 精密点検 (1回)
(2) 簡易点検 (1回)
※実施時期については別添の点検整備工程表のとおりとするが、詳細な日程については監督職員と調整し決定すること。なお、当庁業務の都合により、実施時期が変更となる場合がある。
- 7 代金の支払
代金の支払いは、検査職員の検査合格後、精密点検及び簡易点検整備完了毎の支払いとするので、請負業者は、上記6の点検整備が完了した際、その都度、請求書等必要書類を提出すること。

8 整備の仕様

第一章 一般共通事項

1-1 仕様書の適用範囲

本仕様書は、ゆうな測定器の点検整備に適用する。

1-2 疑義に対する協議

本仕様書に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。

1-3 発生材の処理

① 発生材のうち引渡を要するものは、監督職員に指示された場所に保管のうえ、所定の書類を添えて監督職員に引き渡す。

② その他の発生材については、監督職員と協議のうえ、関係法令に従い適切に処理する。

1-4 物品の管理

① 点検整備する物品は、作業完了まで損傷のないよう細心の注意を払うこと。故意又は過失により損傷をあたえた場合は、請負業者の負担で修復すること。

② 点検整備する物品について、30日を超えて当庁の管理する施設外に持ち出す場合には、物品管理法に基づく寄託措置をとる。

③ ②以外の場合には監督職員と協議のうえ預かり証を発行すること。

1-5 使用材料

使用する材料は、別添（巡視艇ゆうな放射能測定器点検要領）に記載されたもの、もしくは純正部品（メーカーの試験成績書等が添付されたもの）とする。

1-6 施工

施工は本仕様書に従い行うこと。

1-7 試験調整

試験調整を行わなければ、本仕様書に定められた条件に適合することが証明できない場合は、試験調整を行う。

1-8 施工の完了及び報告

施工の完了については、本仕様書に定められた条件に適合することを確認のうえ、書面により監督職員に報告する。

1-9 完了検査

請負者(代理人)は、検査職員が行う検査に立会い、検査結果が、不合格である場合は、請負者の負担において適切な処置を講じなければならない。

第二章 仕様（精密点検及び簡易点検）

第1節 点検整備機器、修理機器及び交換部品

2-1-1 点検整備する機器

放射能測定器（可搬式測定器）1 式

東芝電力放射線テクノサービス㈱製 JIS Z 4325-2008

物品番号 04-3

2-1-2 交換部品

本点検整備で部品の交換が必要となった場合には、監督職員に報告のうえ、本仕様書内で施工に必要な物品と交換する。

なお、契約請負金額の範囲内で施工できない場合には、監督職員と協議すること。

第2節 点検整備

2-2-1 点検準備

履行期間内に確実に施工が完了するよう、監督職員と適宜打ち合わせのうえ事前準備を行うこと。

2-2-2 各部単体性能及び総合性能点検整備

別表1及び別表2の項目について、別添に従い、点検を実施すること。

2-2-3 機器の校正

本体の各測定部については、随時校正を行い、正常測定が可能となる状態に整備すること。

第3節 その他

2-3-1 点検整備結果の報告

点検整備結果は、報告書により監督職員に報告すること。

2-3-2 不具合箇所の報告及びその処置

点検整備の結果、不具合箇所が発見された場合には直ちに監督職員に報告し、正常作動させるための改善策等を監督職員と協議すること。

2-3-3 詳細については「第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書」による。

別表 1

番号	簡易点検項目
1	単体性能点検整備 空間系（2 インチ N a I シンチレーション検出器）検出部
2	単体性能点検整備 海水系（3 インチ N a I シンチレーション検出器）検出部
3	単体性能点検整備 測定モジュール（M C A 及び S C A）
4	単体性能点検整備簡易 記録計
5	単体性能点検整備 警報表示ユニット
6	単体性能点検整備 G P S 接続装置
7	単体性能点検整備 パソコンセット
8	単体性能点検整備 警報出力部
9	単体性能点検整備 海水系支持部
1 0	機能点検整備 空間系組み合わせ状態での性能確認
1 1	機能点検整備 海水系組み合わせ状態での性能確認
1 2	機能点検整備 総合試験

番号	精密点検項目
1	単体性能点検整備 空間系（2 インチ N a I シンチレーション検出器）検出部
2	単体性能点検整備 空間系（2 インチ N a I シンチレーション検出器）検出部[予備]
3	単体性能点検整備 海水系（3 インチ N a I シンチレーション検出器）検出部
4	単体性能点検整備 海水系（3 インチ N a I シンチレーション検出器）検出部[予備]
5	単体性能点検整備 測定モジュール（M C A 及び S C A）
6	単体性能点検整備 記録計
7	単体性能点検整備 警報表示ユニット
8	単体性能点検整備 G P S 接続装置
9	単体性能点検整備 パソコンセット
1 0	単体性能点検整備 パソコンセット[予備]
1 1	単体性能点検整備 警報出力部
1 2	単体性能点検整備 海水系支持部
1 3	機能点検整備 空間系組み合わせ状態での性能確認
1 4	機能点検整備 海水系組み合わせ状態での性能確認
1 5	機能点検整備 総合試験

放射能測定器点検整備(MS,CL)

放射能測定器点検要領は、下記担当者まで問い合わせ願います。

【担当者】

中城海上保安部 交通課 大城

電話:098-921-1623 内線:(5174)